

富 田 林 市 総 合 教 育 会 議
(第 1 回) 会 議 録

(令和 6 年度)

令和 6 年 6 月 27 日 開 催

富田林市

1	開催日時	令和6年6月27日（木） 午後3時05分～午後4時15分まで	
2	場所	富田林市役所 庁議室	
3	出席者	市長	吉村 善美
		教育長	植野 均
		教育長職務代理者	水本 哲也
		委員	山元 直美
事務局		教育総務部長	石田 利伸
		生涯学習部長	澤田 和秀
		教育総務部次長兼教育指導室長	西岡 隆
		生涯学習部次長兼文化財課長	重野 好信
		こども未来部次長兼こども政策課長	小島 正行
		教育総務課長	木下 治彦
		教育総務付課長	山田 智彦
		学校給食課長	松葉 邦明
		生涯学習課長	坂本 篤史
		危機管理室長	坂口 公一
		生涯学習課参事	正木 邦彦
		学校給食課長代理	濱田 卓弥
		こども政策課長代理	大堀 雄一郎
		教育総務課長代理（書記）	宮西 まゆみ
4	公開の有無	公開	
5	非公開の理由	—	
6	傍聴人数	0人	
7	所管部署	教育総務部教育総務課	

8 議事等の内容

石田教育総務部長 それでは、ただ今から令和6年度第1回富田林市総合教育会議を開催させていただきます。

本日は公私とも何かとお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行役を務めます石田でございます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

会議を始める前に、本日、南委員、森田委員におかれましては、所用により欠席したいとの申出がありましたので、ご了承をお願いいたします。

本日の総合教育会議につきましては非公開の案件がございませんので、公開とさせていただきますが、本日傍聴のご希望はございませんでしたので、このまま進行をさせていただきます。

それでは、本日、配布しております資料のご確認をお願いいたします。まず、会議次第、資料1「富田林市中学校給食のあり方」について、資料2「富田林市こどもの権利に関する条例制定に向けた取り組み」について、資料3、その他の報告として「地域総合拠点・みなよる」の活用率向上の方策について、「災害時学校利用計画」の今後の計画について、若者会議からの提案事業、まちかどミュージアム一覧、本日の出席者の配席表でございます。資料はお揃いでしょうか。

それでは、早速ですが、次第に沿いまして、会議を進めたいと思います。本日の会議次第の2番、吉村市長より、開会のご挨拶をお願いいたします。

吉 村 市 長 富田林の吉村でございます。総合教育会議の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日はご多用のところ、各教育委員の皆様方におかれましてはご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また日頃は、本市教育行政に対しまして、ご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日の会議では、「富田林市中学校給食のあり方」について、「こどもの権利条例」についての協議をお願いしたいと考えております。

また、その他の報告として、わたしが施政方針で掲げている取り組みについて、ごく一部となりますが、担当課長より説明させていただこうと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたしますします。

まず、「中学校給食」についてでございますが、平成19年度より開始いたしました本市の中学校給食につきましては、給食と家庭弁当を選択できる方式を採用して、自校調理方式希望選択制で実施をしております。全体的な喫食率につきましては50%を超えておりまして、中学校給食に対する期待に、一定応えられているのではないかと考えておりますが、大阪府内の他の自治体におきましては、選択制給食から全員給食へ移行する動きがみられております。

全員給食は、成長期にある生徒の心身の健全な発達のために、全ての生徒にバランスのとれた食事を提供できることや、健康的な食生活の形成や伝統的な食文化等の理解を深めることなど、学校給食を利用した食育推進を図りやすいことから、中学校給

食が果たす役割は非常に大きいと考えております。これらの状況を踏まえまして、給食実施方法を含め、全員給食の早期実現に向けて、ご意見を賜りたいと思っております。

次に、「こどもの権利条例」についてでございますが、社会全体でこどもの権利を理解、尊重して、こどもの最善の利益を図りながら、すべてのこどもたちの健やかな成長を保障するため、「こどもの権利条例」の制定に向けた取り組みを開始したいと考えております。

国の方では、去年の4月1日からこども基本法が施行され、こども家庭庁が設置されました。まさに2030年に向けて、少子化のトレンドを反転させていくという固い決意のもとで、国の方はそういう取り組みを推進されています。

遡りますと「こどもの権利条約」、非常に素晴らしい条約であったと思いますが、日本が批准してちょうど30年になります。この条約におきましては4つの原則が掲げられています。

1つ目は、こどもへの差別の禁止。2つ目は、こどもの最善の利益を促進していく。3つ目は、こどもの意見の尊重を図っていく。そして4つ目には、こどもが社会から守られるべき存在である。この4つの原則に基づいて「こどもの権利条約」が推進され、日本が批准をして30年を迎えるということでもあります。

富田林市におきましては、それらも踏まえまして、やはり富田林の将来を担ってくれるのはこどもたちであるので、こどもの声をしっかりと聞き、最善の利益を求めていきたいということを考え、具体的な実践の一つとして「こどもの権利条例」を作っていきたいと思っています。何も唐突に出したわけではなくて、富田林市にはある意味そういう素地があると思っています。

例えば、小学校の生徒会サミットがあったり、中学校の生徒会サミットがあったり、いろんな形で、こどもたちの意見を聞くということは、富田林は伝統的にやってきたと思いますし、また、若者条例というものを作って若者会議ではいろいろな施策について提案するということがありますので、そういう素地を踏まえながら、「こどもの権利条例」を作っていきたいと思っています。

その条例を作ったら終わりではなくて、条例を作る過程をしっかりと大事にしたい。後ほど担当の方から説明があると思いますが、2年間かけてこどもの意見をしっかりと聞いていきたいと考えております。そして、この条例を制定した時には、こどもたちが、僕らや私が作った条例なのだと実感してもらえるような条例にしたいと思っています。

また、ご存じのように、富田林市では令和4年6月におきまして、明後日でちょうど2年になりますけど、2歳児が家庭内放置で死亡するという痛ましい事件がありました。そのことを二度と繰り返してはいけない。やはりこどもたちをしっかりと守っていこう、育て支えていこうということで、この条例をしっかりと作っていきたいと思っています。

この条例制定に向けての取り組みもそうですけど、ある意味では未来に向かって種をまいていくということが必要だと思うんです。そして、私も市長に就任させてもらって6年目に入りましたが、その都度、こどもたちと指切りげんまんをしているとい

う気持ちでいます。そういうことを更に進めるために、この条例制定に向けて、しっかりと取り組んでいき、全てのこどもを皆で支える富田林市にしたいと思っています。

そして、今日はそれも含めて報告をさせていただきながら、忌憚のないご意見いただき、有意義な会議になりますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いします。

石田教育総務部長

ありがとうございました。続きまして、次第の3番、本日の案件に進みたいと思います。まず、案件(1)「富田林市中学校給食のあり方」について、学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

学校給食課 松葉でございます。よろしくお願いいたします。「富田林市中学校給食のあり方」につきまして、ご説明させていただきます。まず、各資料のご説明の前に、現在の中学校給食の状況でございますが、本市では、選択制で自校方式という府内で唯一の実施方法により、平成19年1月に第一校目が給食を開始しました。8校全校で実施した平成23年2月からは、13年が経過しており、各校の給食施設や設備は、老朽化による更新の時期を迎えております。そのような中で、市議会等から、中学校の全員給食の必要性が問われてきており、また、給食費無償化の国の動向もありますことから、持続可能で生徒にとって望ましい、本市中学校給食のあり方について、現在検討を進めています。

それでは、資料に沿って、ご説明いたします。はじめに、資料1の大阪府内の中学校給食実施状況についてでございます。現在、43市町村のうち、全員給食は34市町村、選択制は本市を含め9市となっております。一覧表の矢印は、給食実施方式の今後の移行を示しておりまして、選択制の中では、本市と守口市以外の7市が全員給食へ変更されてまいります。そして、この7市のうち、堺市、茨木市、河内長野市、摂津市、羽曳野市が令和8年度中までに、吹田市、枚方市は令和8年度となっておりますが、令和10年度中の実施予定で、羽曳野市以外の6市が給食センター方式への移行となっております。府内の状況については、以上でございます。

次に、資料2の中学校給食に関するアンケート調査についてでございます。令和6年2月に、中学校全校生徒及び保護者を対象として、アンケート調査を行いました。結果につきましては、1～3ページが生徒の分、4～6ページが保護者の分となっております。まず、1ページ上段の円グラフ、中学校給食を『利用したことがある』生徒が89%で、中段の棒グラフでは、利用した理由として、『弁当を作るのが大変だから』が一番多く、64%となりました。下段に移りまして、利用したことがない理由としては、『弁当を作るから』が一番多く、68%となりました。続きまして、2ページ中段の、中学校給食の制度についてでは、選択制給食について、良いと思われるものは、『弁当も給食も共に良いところがあり、選ぶことができる』が一番多く、77%となりました。また、『食物アレルギーがあるので、食べられる献立の日を選べる』が25%でありました。下段の、全員給食について、良いと思われるものは、『家庭で弁当を作る負担がなくなる』が一番多く、生徒66%となりました。続きまして、4ページ保護者の結果では、中段の、利用したことがある理由では、生徒アンケートと同様の項目が高い割合でしたが、保護者より生徒の方が『おいしそうだから』を理由としている結果が見られました。下段の、利用したことがない理由では、『予約が手間だから』

や『その他』の割合が高くなっており、その他での理由には、『給食室に取りに行くのがめんどろ』などの記述がございました。続きまして、5 ページの、選択制や全員給食の良いと思われるものについては、ほぼ生徒と同様の傾向が見られました。自由記述では、6 ページを見ていただくと保護者の多くから全員給食を望まれていることが分かります。アンケート結果からは、家庭でのお弁当作りの負担軽減を望まれていることが伺えます。また、『栄養のバランスが良い』、『安全安心で温かい』ことなどが求められているほか、食物アレルギー対応の検討も必要となっております。あわせて、自由記述からは、『配膳・下膳』や『給食の予約』が負担になっているという意見も見受けられました。アンケートについては、以上でございます。

最後に、資料3の中学校給食の調理食数が増加した場合の試行実施についてでございます。令和6年3月1日に、カレーライスの献立で、喜志中学校において試行実施を行いました。まず、資料中の項目番号、7の当日の様子としましては、配膳・下膳では、配膳に11分、下膳に10分を要し、長蛇の列はできましたが、特に混乱はありませんでした。また、調理場においても、支障はなく、給食を提供することができました。次に、裏面に移りまして、項目8の考察としましては、配膳作業では、今回の試行がカレー以外の献立であった場合、予想される配膳時間が約20分となります。また、下膳作業においても、下膳に要する時間が長くなると想定されます。このことから、給食時間の設定については、給食にかかる時間が全体で延びることにより、生徒の休憩時間の確保が困難となります。また、誘導など、給食指導にあたる教職員の負担も増えると考えられます。最後に、項目9では、8校で全員給食を行う場合に要する配膳時間を試算し、結果を表にしております。このうち、葛城中学校については、カレー献立であれば、給食時間20分の内、10分の喫食時間を確保したうえで、全員給食実施が可能と考えられますが、その他の学校では、献立にかかわらず、給食提供は困難と考えます。以上のことから、自校調理方式で全員給食に対応するには、生徒の休み時間を確保し、教職員の負担を軽減するため、「配膳・下膳」の方法の見直しが必要となり、あわせて、「給食時間」変更の検討も必要になると考えられます。試行実施については、以上でございます。

また、資料はございませんが、先月21日に開催されました、本市中学校給食会理事会におきまして、中学校給食について状況をご説明し、全員給食に関してのご意見も伺いました。今後、選択制から全員給食への移行など、実施方法、財政負担も含めて、検討を進めてまいります。以上、学校給食課からのご説明とさせていただきます。

石田教育総務部長

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

水本教育長職務代理者

中学校給食の私自身の経験でいうと、やはり全員給食を実施する方が、こどもたちの食の栄養面での充実が取れるのではないかと思います。私が退職してから何年か経っているので、現在の状況はちょっと変わってきているかもしれませんが、弁当を持つてくることができないこどもたちはパンを購入したりして、簡単な食事で済ませている学生もいる中でいうと、栄養面では充実するだろうと思っています。先ほどの説明の中でありましたけれども、配膳下膳というのが一番の課題になる。小学校のように各クラスで配膳する形であればいいのですが、配膳室の数が限られている中でという

とこういう時間がかかります。だから、これを改善しようと思えば、配膳場所の数を増やす。これしかないかなと思います。あるいは配膳のスペースを広げる改善を図っていく。今後工夫は必要でしょうけれども、全員給食の方向性には私は賛成です。

山 元 委 員

今、アンケート説明を聞いていましたら、全体的に全員給食が望まれ、その時期に来ているのかなと感じました。お弁当作るのも面倒くさいとか、予約が面倒というのは、全員給食になれば解決できる問題で、私も水本委員と同じように、後はハード面をいかに工夫するかということで実施していける。お金はかかるのかもしれませんが、いかにハード面を工夫するかということで、乗り越えていけるのかなと感じました。以上です。

石田教育総務部長

はい。他に何かご意見はございませんか。

山 元 委 員

安心安全な給食っていうことでは、小学校がアレルギーに対して新しい施設で工夫をしてくださっているの、アレルギーをお持ちの子でも工夫すれば利用できていることが分かります。今まではちょっと不安な部分もあったのかもしれませんが、やはりこどもたちの命や病気から守るためにも、今あるノウハウでやっていけるのではないかと感じています。

石田教育総務部長

よろしいでしょうか。今いただいたご意見で言うと、全員給食の方の賛成意見が多かったかと思います。ただ実施方法とか、アレルギー対応も含めて今後検討をしていかなければならない課題というのもご指摘もいただいたかと思います。それも踏まえたうえで検討をしていきたいと思っています。ありがとうございます。

それでは、(1)についてはここまでとさせていただきます。

続いて(2)「富田林市こどもの権利に関する条例制定」に向けた取り組みについて、こども政策課から説明をお願いします。

小島こども未来部次長

こども政策課の小島です。よろしくお願いいたします。

本市では、富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組の一つとして、昨年12月の総合教育会議において、「こどもの権利条例の制定」に向け、大阪大谷大学の岡島克樹教授を招聘し、準備を進めていくことをお伝えしました。このたび、教育委員の皆様、条例制定に向けた取組内容等整理ができましたので私の方からご説明いたします。

資料、富田林市こどもの権利に関する条例制定に向けた取組をご覧ください。まず、1. 背景・目的です。本市では、安心して子育てのできる環境・子育て支援の充実を目指し、これまで様々な施策を講じてきましたが、令和4年6月に発生した2歳児死亡事案の発生も受け、こどもたちの健全な育成、子育て世帯へのきめ細かな支援は喫緊の課題であるとの認識をさらに強く持っています。そういったなか、国においては、こども基本法の施行、こども大綱の閣議決定など、こどもを権利の主体とし、こどもや若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進することが明記されました。こういった国の動向や本市の課題などを踏まえ、令和7年度末を目標に、富田林市こどもの権利に関する条例の制定をめざし取組を開始します。条例制定過程として、令和6年度から7年度にかけて、こどもや子育てに関わる当事者の声を幅広く聴く、様々な取組を行うとともに、こどもの権利の救済機関の設置やその実践等を見据えてまいります。続きまして、2. 重視する方向性です。条例の制定過程では、以下の

①～⑤の 5 点を重視し、時間をかけて丁寧な議論を行ってまいります。続きまして、3. 制定までの取組です。まず、令和 6 年度は、「こども等の意見収集」を重視し、①から⑨の内容を中心に取組みます。裏面をご覧ください。令和 7 年度は、条例素案作成・制定を目指し、⑩から⑮の内容を中心に取組を進め、⑯令和 8 年 3 月市議会において議案上程・制定を目指したいと考えています。続きまして、4. 富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会についてです。こちらは、別紙①をご覧ください。委員構成は、大学教授や弁護士、学校園代表、関係団体、公募市民等、全 14 名でございます。会議は令和 6 年 6 月から令和 8 年 3 月までの間において、全 11 回の開催を予定しています。なお、第 1 回の会議は明日、6 月 28 日（金）19 時から 21 時において開催します。最後に 5. 条例を踏まえた取組です。こどもの権利に関する条例制定に向けた取組につきましては、条例制定後の具体的な取組についても研究・検討が必要と考えています。①こどもの権利救済機関の設置、②こども計画の策定、③その他としまして、SNS 等の相談窓口の設置やこどもの権利に関する普及啓発・情報発信。これらにつきましても、研究・検討を進めてまいります。こどもたちの思い・声をできるだけ幅広く聞き、条例に反映させていくためには、教育機関をはじめ、こどもに関わる様々な関係機関による協力が必要不可欠となります。権利条例の制定に向けては、昨年 10 月以降、教育指導室と連携しながら準備を進めており、一例をあげますと、7 月に開催予定の中学生生徒会サミットにおいては「子どもの権利条約で大切だと思う権利」をテーマに意見を発表する予定です。また、各小中学校において、子どもの権利に関するアンケート調査を 2 学期に実施する際にあたっては、子どもたちが子どもの権利の理解を深めるための学習も検討しています。今後につきましても、教育指導室をはじめ、本日お集まりの教育委員会・市長部局がしっかりと連携しながら、取り組んでいくことで、こどもの権利が大切にされるまち、本市のこどもたちが自分らしく、安心してくらすことのできるまち、となるよう、富田林市こどもの権利に関する条例制定に向け、さまざまな取組を進めてまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。以上、簡単ではございますが、私からのご説明とさせていただきます。

石田教育総務部長
山 元 委 員

ありがとうございました。ただ今の説明で、何かご質問、ご意見はございませんか。
今ご説明された中で、こどもの権利に関して小中学校でアンケートを取るとおっしゃっていたのですが、それは児童や生徒に行うのですか、それとも保護者にですか。

小島こども未来部次長

まずはこどもです。資料で言いますと 3. 制定までの取り組みの②のところになると思います。小学生から高校生までという形で、こどもに対するアンケートを実施する予定です。時期につきましては、9 月から 10 月ぐらいを想定しています。小学校が公立の 16 校と私立の 1 校。中学校は公立 8 校と府立 1 校、あと私立の 2 校、高校につきましては府立の 3 校と、私立の 2 校を今のところ予定しております。

山 元 委 員

ありがとうございます。私は、こどもは「こどもの権利」について少しずつ勉強をしてきているのですが、正直言って、保護者がこの「こどもの権利条約」についてどれだけ理解しているのか少し不安に思います。是非こどものアンケートを踏まえて、保護者にも意識改革をしていただかないといけない、こどもの権利条約についての周知も図っていかないと駄目なので、その大人の感覚はどうなのかなというのを知りた

いと思いました。

小島こども未来部次長

市民アンケートという形で、18歳以上の市民約5,000人を対象にアンケートの方もさせていただこうと考えています。

山元委員

分かりました。

石田教育総務部長

その他何かご質問ご意見ありますでしょうか。

植野教育長

この取り組みは私も非常に大切な取り組みだと思っております。この間の学校教育の方向性とも合致し、特に最近学校では主体的で対話的で深い学び、こどもたちは知識抽入型の学習から、こどもたちが主体的に考えて、いろんな結論や工夫を満たしていく。そういうことが非常に大切だということで、教育課程そのものがどんどん変わってきているという方向があります。一方ではSDGsの流れが、各教科領域全てのところに、その視点を踏まえた学習が強調されてきていますので、こどもたちも自分の身の回りや世の中のことを考えて、何が課題で、その課題解決するために、自分がどう行動していくのか、どんなアクションを起こしていくかということが、SDGsの学習の中でも非常に重視されています。聞いてそれで終わりというようなことではなく、一歩進めていく。一方では主権者教育ということで、世の中は自分たちが作っているという、主権者としての意識や主体性を育てていくということも非常に重要視されて、教育活動の中にいろいろ入り込んで、それを踏まえた教育活動が行われていると思います。

このこどもの権利条例を作るというその営みも、まさにその流れに沿うものであると思っていますので、市長の冒頭の挨拶でもありましたように、自分たちが作ったんだというようなことが実感できる取り組みとして、是非学校現場の方にもそういう方向で取り組みを進めていって欲しいと思います。

市内全体平等に何かをしていくとなれば、いろいろ制限もあると思うのですが、メンバーを限定してやるとか、工夫をこらしてこどもたちの色んな考え方や発想を汲んであげる場を作ってあげることを積極的に進めていっていただきたいと思っています。

石田教育総務部長

ありがとうございます。他に何かご質問ご意見ありますでしょうか。

水本教育長職務代理者

条例の制定というのは当然大切なことですが、条例が制定された後には、先ほど山元委員もおっしゃいましたけれども、保護者への啓発をしていただきたいと思います。当然学校教育の中では、こどもたちに対して取り扱っていくと思いますが、保護者への啓発もしっかりやっていただきたいと思います。それと同時に、この条例を踏まえた取り組みのところの①の「こどもの権利救済機関の設置」。私はこの部分が非常に大切だと思います。条例ができて、それが絵に描いた餅にならないように、こどもたちの権利を保障していくという面での救済策の充実というのもお願いしたい。以上です。

吉村市長

貴重なご意見いただきありがとうございます。先ほど山元委員がおっしゃたように、やはり大人の意識をどう変えていくか、すべてのこどもをみんなで支える富田林にしたいと思っているのですが、ある意味大人の意識改革がすごく大事だと思います。大阪大谷大学の岡島教授とも話をしていたのですが、保護者・大人に対してこどもの権利についての勉強会・意見交換会をやらなくてはならない。恐らくいろんな意見が出

てくると思います。ただ、こどもたちをどう皆が育てていくのかということの議論をやはりこの2年間で、制定後もそうですけど、しっかりやっていくことが本当に大事だと思うので、まさに委員がおっしゃったことはその通りだと思います。

あと、今後そのアンケートを実施していくにあたっては、市長部局、教育委員会関係なく、とにかく市としてしっかりこうやっていくということが大事で、同時にこども政策課の説明にあったように公立私立問わず、すべての学校もしっかりやっていこうと考えており、私立の学校にアンケートをお願いする時にもきちんと説明をしなければならないと思っています。

水本委員がおっしゃっていた権利救済については、どこまで踏み込んでいけるか、ある意味では条例制定後も含めて、常にたゆまぬ努力をしていかないといけないと思っています。この宣言条例は結構あるのですが、一番早くにできた川崎市はすごく良かったです。川崎市は制定にものすごく時間をかけています。人口規模の違いがあり、一概に比べることはできませんが、大学の先生から弁護士といった色々な専門部会を作ってかなり時間かけてやられてきました。当時は、こどもの権利条例を作るなら川崎市に学べみたいなのところもあったと聞いています。

その他では、武蔵野市の条例もすごくいいと思っています。武蔵野市の担当の方や副市長に話を聞いたのですが、肝はただ一つ、「こどもにどれだけ徹底して意見を聞くか」ということが大事ですと。それを抜きで条例にすると、結局、文字だけが並び気持ちが入ってないものになってしまうということを聞きました。ですので、ちょっと大きなこと言いますが、条例を作るなら、「富田林市に学べ」みたいなのところまでめざしたい。その課程を大事にしていきたいと思っています。また、将来を担うのはこどもたちなので、こどもたちが自分たちの富田林市をみんなで一緒に作って欲しいと思っています。

石田教育総務部長
山 元 委 員

ありがとうございます。他に何かご質問ご意見ありますでしょうか。

2. 重視する方向性の③で声を上げにくいこどもっていう表記がありますが、学校現場でいかにこどもたちの声を聞くかだと思います。こどもたちがこの人だったら話せるという人は担任、もしくは養護教諭、それから教育相談員さんなど考えられますね。私も経験があるのですが、保健室でこどもが、お父さんに性的虐待を受けているとポロッと言って、それを知って大きく取り上げて、お母さんと話し合いをしたことがあります。お互いの信頼度にもよりますが、養護教諭や、担任の先生、それから教育相談員さんが持っている情報など、本当に切実なこどもの声を聞けるのは、ひょっとしたら現場に居る人なのかもしれません。このようなケースがあるということを会議の際にお話できたらいいと思いました。

吉 村 市 長

委員さんについて言うと、例えば、4番の弁護士の勝井先生は大阪弁護士会の方と意見交換して、富田林市ではこういうことで条例化を目指していることを説明して推薦していただきました。2番の藤井さんは、元大阪府の健康医療部長で、いわゆるコロナ対策で先頭に立っていた方です。ある意味それぞれ思いを持った専門の方々に来ていただくこととなりますので、山元委員がおっしゃったように、いい意味でいろんな議論ができればと思っています。

石田教育総務部長

ありがとうございます。他に何かご質問ご意見ありますでしょうか。

制定に向けた取り組み、またその後の取り組みも含めて様々なご意見をいただきましたので、それを踏まえて、また担当課の方で進めさせていきたいと思ひます。それでは、資料 2 につきましては以上で終了となります。

続きまして案件の (3) その他の報告について 4 点一括して説明をさせていただいた後、ご質問、ご意見をお受けします。それでは、教育総務課から順次説明をお願いします。

木下教育総務課長

教育総務課の木下です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 3-1「地域総合拠点・みなよる」活用率の向上の方策について、教育総務課よりご説明させていただきます。余裕教室活用指針に基づき、令和 5 年 1 月より「地域総合拠点・みなよる」を開放することとなり、今年度の改修工事をもちまして、16 小学校区全てにおいて開設できる見込みとなりました。

学校、地域、家庭及び行政が連携・協働して子どもたちの成長を支える場として活用することにより、地域の主体的かつ継続的な交流を図り、もって地域福祉及び生涯学習の充実並びに地域が抱える課題の解決に寄与することを目的としておりますが、現在は学童クラブ、社会福祉協議会、スポーツ団体、ボーイスカウト、自治会、子ども食堂、まちづくり協議会等約 50 の団体にご利用いただいている状況です。

資料下段の予約状況を見ていただくと、学校によって利用に偏りがあり、まだまだ市民の方々に「みなよる」自体の周知が行き届いていないと考えられますことから、今後は福祉団体や町会にも広く周知を図るとともに、関係施設にリーフレットを共架、定期的に市広報紙にも掲載することで、より多くのみなさまが気軽にご利用していただけるように努めてまいりたいと考えています。

以上、ご説明とさせていただきます。

石田教育総務部長

ありがとうございました。続いて危機管理室の方からお願いします。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 3-2 災害時学校利用計画の策定について説明させていただきます。本市では、市立の小中学校や公民館等の公共施設の他、民間施設全 39 箇所を指定避難所として指定しています。その内、市立小中学校では、小学校 16 校、中学校 8 校のうち、東条小学校を除く 23 校を指定しています。大規模災害の発生時、地域住民の避難所として活用させていただくにあたり、①避難誘導や避難所開設・運営が円滑に進められるよう、校舎や屋内運動場、校庭等をどのように利用するかを、あらかじめ定めおくことが必要。②教育活動の継続や早期の再開等も見据え、災害時に避難所として開放する部分とそれ以外の部分を区分しておくことが必要。そのため、本市では、避難所となる各学校において、「災害時学校利用計画」の策定を進めています。

学校利用計画では、避難者の受付場所、一般避難者の避難スペース（主に体育館）、福祉避難スペースの他、物資保管場所や炊き出し場所等、避難所運営に必要なスペースを、図面上に分かりやすく表示しています。例えば、体育館や多目的教室は避難所として利用させていただきますが、校長室や職員室、普通教室は教育活動に必要なスペースとして除外するなど、あらかじめ区分を明確にしておくことで、円滑な避難所運営可能となります。また、女性や子どもなど、配慮が必要な方のためのスペースも設けるよう努めています。あらかじめ、災害時学校利用計画を策定しておくことで、

災害時に円滑な避難所開設・運営が可能となります。同計画は、これまで、令和4年度に伏山台小学校・第三中学校、令和5年度に錦郡・大伴・寺池台小学校の5校で策定しており、令和6年度は喜志・喜志西・富田林・藤沢台小学校での策定を予定しています。今後、避難所に指定にしている全ての小・中学校での策定を進めるものとしています。

下段の実際の運用に際しては、避難所開設当初から、計画に示す全てのスペースを設けるのではなく、状況等に応じ、段階的に設置を進めるなど、臨機応変な対応も必要となります。策定後は、地域住民の皆さんとも共有するとともに、「災害時学校利用計画」に基づく防災訓練等も実施できるよう努めています。皆様には、計画の策定、啓発、訓練の実施等に際し、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。なお、「災害時学校利用計画」は、市ウェブサイトでもご確認いただけます。QRコードからスマートフォンでも確認できますので、是非ご覧ください。

以上、ご説明とさせていただきます。

石田教育総務部長
坂本生涯学習課長

ありがとうございました。続いて生涯学習課の方からお願いします。

生涯学習課の坂本です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3-3 若者会議からの提案事業につきまして、ご説明を申し上げます。若者会議は令和3年度から開始し、令和3年度の第1期、令和4年度の第2期、令和5年度の第3期を経て、今年度は第4期の委員の皆さんが新たな施策提案に向けた検討を進めているところです。第1期の提案をもとに実現した事業は5つあります。1つ目はInstagramのアカウント取得です。短い動画の作成・活用など、市からの支援を受けながら、まちの魅力を積極的に発信しています。2つ目はウォールアートの制作です。金剛東中央公園にある壁面を使い「オーバーザムーン・縁ある街」をテーマに制作いたしました。3つ目はミライカフェです。学校や学年を超えた若者が、交流会や学習会、講座やイベント、ワークショップなど、さまざまな企画を通じて、学びの質を高めることを目的として実施しました。4つ目は「富田林で遊びつくせ」という企画で、10月にハロウィンイベントを、3月にニュースポーツの体験イベントを実施しました。そして5つ目は市民交流演劇です。市民同士の多世代交流を目的に、小学生から80代の方まで幅広い世代からなる13名が、3か月の練習を経て12月に舞台を披露しました。

続きまして、令和4年度の第2期若者会議の提案からは、3つの施策が実現しました。1つ目は若者自身が企画から運営までを行い、エコールロゼさんともタイアップし金剛東中央公園でイベントを開催しました。2つ目は「富田林のふしぎ話 寺内町ナゾ時旅行」です。富田林の若者に寺内町の魅力をPRすることを目的とした謎ときイベントです。4か月近い長期開催のイベントで、1,544人の参加がありました。3つ目は富田林市イメージキャラクターのとっぴーについて、新しいデザインパターンを増やす提案で、従来5パターンであったデザインから、新たに18種類を作成しました。

そして現在、令和5年度の第3期若者会議からの提案について、順次取り組みを進めており、本市が生産量で府下最大を誇る、大阪なすの知名度を上げるためのイベント「ナスティバル」を5月に開催したところです。

若者会議は現在第4期の委員が、9月の施策提案に向けて熱心に議論を進めている

ところです。若者ならではの発想で、本市に必要な施策の提案を行っていただくことができるよう、必要なサポートを行ってまいります。

続きまして、資料 3-4 まちかどミュージアム事業につきましてご説明申し上げます。本事業は平成 30 年度から進めている文化事業で、本市の公共施設などに、市民や、市内の学校に通う生徒が制作した絵画や写真などの作品を展示し、市民が芸術に親しむ機会を提供するという事業です。今年度、作品提供にご協力をいただいているのは、公民館クラブや富田林市美術協会に所属されている個人のほか、府立富田林高校、府立河南高校、府立富田林支援学校の生徒などです。例年、4 月から 5 月頃に作品をお預かりし、市内の各施設に展示を行います。その後、半年ほどで展示場所を変更し、2 月から 3 月頃に全ての作品を回収し、作品提供者へお返しするという流れです。

また、昨年度から新たな取り組みとして、本市在住または本市出身のプロのアーティストと、市内の人気のカフェや飲食店をマッチングし、そのアーティストの作品を店のイメージに合わせて展示するという事業も進めているところです。その企画で展示しているのが、資料の下の写真にあります、スターバックスや朝日屋、マクドナルド、コメダ珈琲店さんになります。

そして、昨年度は近畿日本鉄道さんが富田林駅的美装化工事を実施された関係から、その一環としてホームを行き来する地下通路に、まちかどミュージアムとして、美術作品の展示を常設で行っていただけることとなり、駅を利用する多くの皆様にご鑑賞いただけるようになりました。

本事業の今後の展開ですが、さらなる展示場所の開拓に取り組むほか、提供いただく作品も、アマチュアだけでなくプロにも作品提供をお願いするほか、共生社会の推進として、障がいをお持ちの人たちにも作品提供を呼び掛けるなど、多くの皆様のご協力を得て、広げて行きたいと考えています。以上、ご説明とさせていただきます。

石田教育総務部長
山 元 委 員

ありがとうございました。ただ今の説明で、何かご質問、ご意見はございませんか。
災害時学校利用計画の所の最後にある QR コードはすごく良いアイデアだと思います。例えば自分が避難した場所に QR コードが掲げてあれば、すぐにみんなが情報を得ることができます。

それと若者会議からの事業ですが、イベントのネーミングがすごく素敵で聞いているだけでワクワクさせられます。さすが若い人たちは柔軟性があると思いました。

次に、こころ和むひとときのアートについては、誰もが出展できるチャンスがあるというところがとても良いですね。富田林市出身の人を大事にしていることも分かりますし、富田林市にはこんな人が居るという周知にもつながっている素敵なアイデアだと思います。

水本教育長職務代理者

若者会議の心はいつも富田林 OB・OG 会というのは定期的に会議が開催されているのですか。

坂本生涯学習課長

市のいろいろなイベントの際に協力を呼び掛けて集まることもございますし、彼ら自身が総会や交流会を企画して年に何回か集まって取り組みをしていただいております。

水本教育長職務代理者

若者会議に参加した後もこうやって再び集まり意見交換会が持てるということは

良いことですね。

坂本生涯学習課長

いろいろな思いを持って若者会議に参加してくれた皆さんなので、今後もその熱意が市の取組の一助となればと思っています。

水本教育長職務代理者

若者会議は1期だけの参加でも、後も長く関わっていただけることは有難いですね。

石田教育総務部長

ありがとうございます。その他ご質問ご意見ございますか。

山元委員

とっぴーの新デザインもかわいいですね。

吉村市長

これは市民の皆さんも使用することができますか。

坂本生涯学習課長

都市魅力課の方で申込をすれば使用できますが、営利や宗教的なものには使用できないといった一定の制約があります。

吉村市長

水本委員がおっしゃっていた若者会議の「こことん」心はいつも富田林ですが、いろいろなイベントに参加してくれています。例えば市のイルミネーションイベントでは司会・運営協力をしてくれていたりしていて、すごくその後も良い感じで参加してくれているので、この後もずっと続いていけばと思っています。また、若者会議のメンバーは市内の高校や大学に周知することで、かなりたくさんの方に参加していただいていると思います。

坂本生涯学習課長

委員募集にあたっては、市内の公立高校や連携協定を結んでいる各大学にご協力をお願いしています。

水本教育長職務代理者

この人たちが軸となって、裾野が広がって活気のある富田林になってくれればいいですね。

吉村市長

今後は若者会議のメンバーでない人でも関わってもらえるように裾野を広げていこうと考えています。

坂本生涯学習課長

「こことん」として今後どのように活動していくのかはまだ方向性が定まっていない状況ですが、できることを何かやっという働きかけを今はしているところです。

山元委員

そういったチャンスを与えられているところがいいですね。

吉村市長

まちかどミュージアムについては公共施設に写真や絵を展示していますが、商業施設にも展示することで経済効果につながるなど良い循環になると思います。障がい者アートについても取り組んでいて、四天王寺和らぎ苑に入所中の方が描いた絵を近いうちに展示できるよう調整中です。

石田教育総務部長

ありがとうございます。他に何かご質問ご意見ありますでしょうか。

それでは、資料3につきましては以上で終了となります。

以上で、本日の議事は、すべて終了となりました。長時間の会議、ありがとうございました。これをもちまして、令和6年度第1回 富田林市総合教育会議を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。